平成２８年（フ）第３６号
山形市小荷駄町11番39号
債務者　五百澤秋子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７号
山形市銅町２丁目７番12号　高橋アパート102号、前住所山形市大字七浦179番地１
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８号
山形市銅町２丁目７番12号　高橋アパート102号、前住所山形市大字七浦179番地１
債務者　佐藤　優太
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
山形市松波１丁目８番11号　メゾン早坂２番館　102号、前住所福島県郡山市富久山町久保田字田池13番地の１　飯島ビル302号
債務者　荒　滝之輔
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１号
千葉県八街市榎戸414番地40
債務者　錦織　　修
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７０号
千葉県富里市七栄646番地308（グリーンヴィラ七栄１―101）
債務者　清水　　徹
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６９号
愛知県知立市宝１丁目14番地４　サンベルノ長篠Ｃ棟102号、前住所愛知県知立市中町中81番地１
債務者　小田エジルソンこと　ＯＤＡ　ＥＤＩＬＳＯＮ
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
愛知県知立市宝１丁目14番地４　サンベルノ長篠Ｃ棟102号、前住所愛知県知立市中町中81番地１
債務者　小田喜美枝エリザこと　ＯＤＡ　ＥＬＩＳＡ　ＫＩＭＩＥ
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１５号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番６―902号、住民票上の住所大阪府吹田市佐竹台１丁目５番６―501号
債務者　中西　政晴
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７８号
大阪市中央区谷町５丁目３番16―908号
債務者　豊藏　　浩
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７９号
大阪市中央区谷町５丁目３番16―908号
債務者　豊藏里佳子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７５号
大阪市北区本庄東１丁目４番15号
債務者　太田　二郎
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４６号
大阪府吹田市原町１丁目11番30号（101）
債務者　荒木　勝次
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１１号
大阪府吹田市上山手町61番１号
債務者　川端まち子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７０号
大阪市住之江区御崎８丁目５番24号
債務者　松本　学士
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５１２号
大阪市淀川区十三東３丁目23番６号　ミコノス625　301号
債務者　吉永　政昭
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３５号
大阪市城東区放出西２丁目10番21―615号
債務者　浜本正司こと　濱本　正司
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部